

山鹿市民医療センター経営改善評価委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山鹿市民医療センター経営改善評価委員会（以下「評価委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 山鹿市民医療センター が地域の中で果たすべき医療を安定的かつ継続的に提供していくため、評価委員会を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 評価委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言する。

- (1) 山鹿市民医療センター改革プランの点検及び評価に関すること。
- (2) 地域の中核病院としての役割に関すること。
- (3) 病院経営の合理化及び効率化に関すること。
- (4) 医療機関との連携に関すること。
- (5) 市民に提供する医療サービスの点検及び評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、病院運営に際し特に重要と認められる事項

(組織)

第 4 条 評価委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから山鹿市病院事業管理者(以下「事業管理者」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療又は病院経営に関して精通している者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、事業管理者が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 評価委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 評価委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 評価委員会の庶務は、事務部経理課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、会長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成23年1月4日から施行する。

この告示は、平成23年11月18日から施行する。